平成２８年（フ）第７２０号
宮城県多賀城市高崎１丁目８番３号　グリーンシティ戸枝101号、従前の住所宮城県塩竈市南錦町８番63号
破産者　玉手　　彦
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2422番地77
破産者　ウチコシダンスアカデミーこと　打越　英男
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２６７号
石川県河北郡津幡町字舟橋ろ23番地５
破産者　酒房とり榮こと　津﨑外喜榮
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７６号
金沢市福久町ヘ44番地３
破産者　玉井　哲也
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２６号
金沢市大浦町ホ22番地１　青和病院内、住民票上の住所石川県輪島市門前町道下24の22番地
破産者　金子　郁子
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
長野県諏訪市大字中洲5702番地９
破産者　太田　静夫
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１５４号
岐阜市折立167番地６
破産者　岩井　聖和
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
岐阜県可児市桜ケ丘７丁目23番地
破産者　校條　幸久
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３２７号
静岡県三島市梅名424番地の３
破産者　木内　亮輔
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
静岡県田方郡函南町平井181番地の１
破産者　芹田　和義
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
静岡県沼津市高島町21－１－301、住民票上の住所静岡県駿東郡清水町徳倉1604番地の７　レジデンスＩＳＨＩＩ．Ｎ303
破産者　佐藤　裕昭
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
愛知県稲沢市国府宮１丁目４番５号　ＰａｓｓｉｏｎⅡ－102
破産者　ブティックアビーことブティックＨＡＲＵこと　伊藤　治子
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県姫路市青山西２丁目11番26－203号　中村ハイツＡ、申立時の住所兵庫県たつの市龍野町日飼197番地５
破産者　美味亭ことムーンライトこと　福島　好子
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３５６号
奈良県大和郡山市西野垣内町22番地１　公団６－402
破産者　和田　義広
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６４号
高知市瀬戸東町３丁目540番地８
破産者　中山　良樹
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２号
長崎県南島原市口之津町甲3348番地１、旧住所長崎県長崎市平和町11－２　エステートモア平和公園207号室
破産者　建山　鉄平
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
熊本市中央区黒髪６丁目12番33号　206、前住所熊本市中央区渡鹿６丁目６番45号
破産者　村川　裕輔
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
宮崎県延岡市出北３丁目26番15－102号　コーポ富士、開始決定時の住所宮崎県延岡市松原町４丁目8843番地９
破産者　佐貫　良枝
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１４９号
宮崎県延岡市恒富町３丁目１番地９
破産者　柳田　佳代
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部